

# 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター会員就業規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人尼崎市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、その設立の目的を達成するため、会員の就業に関する事項を定めるものである。

### (努力義務)

第2条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力しあつて会員自身の創意性を発揮しながら、働く機会を広げ、その健康と福祉を増進し、地域社会づくりに貢献するとともに、センターの発展に寄与するものとする。

### (処遇の平等原則)

第3条 センターは、会員の信条、社会的身分、門地、性別、宗教などの理由でその就業などの面で差別取扱いをしない。

## 第2章 就 業

### (仕事の割当て)

第4条 センターは、仕事の発生の都度、会員の希望を配慮し、その合意のうえ、予め就業時間、就業期間、仕事の内容、その他を明示して、割り当てるものとする。

### (就業時間)

第5条 会員の就業は、会員の健康と福祉を配慮して1日8時間を上まわらないものとする。ただし、センターは、職務の性質、就業場所、季節などの事情により、その始業、就業時間、休憩時間、休日等の基準について別に定めることができる。この場合、労働基準法を尊重して定めるものとする。

### (配分金)

第6条 会員の就業に伴う配分金については、就業の都度、仕事の時間と内容等に見合つて個別に提示する。

### (就業上の注意事項)

第7条 会員は、就業に当たり次のことに留意する。

- (1) 工作中は、予め指名されたリーダーの指示に従つて、お互いに仲よく協力して働くこと。
- (2) 止むを得ない事情で約束の仕事に従事できない場合は、事前に届け出ること。
- (3) 仕事上知り得た業務上の機密事項及び発注者（委託者）の不利益になることは、他にもらさないこと。

### (就業終了)

第8条 会員は、次の場合に該当するときは、その就業を終了する。ただし、第4号及び第5号に該当することにより就業を終了する場合は、センターは会員に対し、予告するものとする。

- (1) 就業の定められた期間が満了したとき
- (2) 本人から就業を取りやめたいという申立てのあったとき
- (3) 天災事変、その他止むを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき
- (4) 本人の就業が、その健康と福祉に反すると認められたとき
- (5) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき
- (6) その他、会員の資格を喪失したとき

### 第3章 安全・衛生

(センターの措置義務)

第9条 センターは、会員の就業に当たり、その安全、衛生の面で常に配慮し、就業上の災害防止などに努力するものとする。

### 第4章 傷害保険

(傷害保険)

第10条 会員の就業中における死傷病については、センターが加入する会員傷害保険の定めるところにより、補償されるものとする。

### 第5章 賠償責任保険

(賠償責任保険)

第11条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、センターが加入する賠償責任保険の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の使用等に起因する賠償責任が発生したときなど、センターが加入する賠償責任保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。